

「国民の資産形成支援のための消費者志向宣言」に係る取組み状況（フォローアップ）について

2021年7月1日

国民の資産形成支援のための消費者志向宣言		2020 事務年度に実施した取組み (フォローアップ)
II 取組方針		
1. 理念の共有化及び実践	本協会は、理念に掲げた目的・使命を役職員全員で共有するとともに、この目的・使命の達成に向けた努力を継続してまいります。	・ 消費者志向自主宣言「国民の資産形成支援のための消費者志向宣言」に係る取組みについてフォローアップを実施いたしました。
2. 資産形成を支援する活動	<p>本協会は、金融資本市場を通じた国民の資産形成を支援するため、次のような取組みを行ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融資本市場を通じた資産形成を行うために必要となる、証券取引、金融資本市場及び協会員等に関する情報を提供いたします。 とりわけ、国民の資産形成のために広く活用が期待される NISA や iDeCo 等については、その制度の普及・推進及びわかりやすい情報の提供に努めます。 ・ 国民各層に対して証券投資に関する知識の普及・啓発を図るため、教材の提供、セミナーの開催及び情報の発信を行います。 	<p>【証券取引、金融資本市場及び協会員等に関する情報提供等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引、金融資本市場に関する統計情報を、本協会ウェブサイトに掲載する等して、提供いたしました。http://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/toukei/index.html <p>【NISA や iDeCo 等の普及・推進に関する情報提供等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ つみたて NISA のメインターゲットである若年層、投資未経験者・無関心層を含む幅広い層に対し、証券投資の意義・目的の理解促進、つみたて NISA を中心とした NISA 制度への認知度・興味度・投資意向の向上を目的に、以下により、情報を提供いたしました。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特別広報企画「100 年大学 投資はじめて学部 ONLINE」における Web 広告の実施 ➢ SNS (Twitter、Facebook 等)、東京 MX テレビにおける CM の配信・放映 ➢ NISA 特設サイトの開設・運営 (https://www.jsda.or.jp/nisa/) ➢ リーフレット、パンフレットの作成 ➢ NISA 相談コールセンターの設置・運営 ・ 国民の資産形成に向けて広く活用が期待される NISA 等について、その普及・推進に向け、以下の情報を提供いたしました。http://www.jsda.or.jp/anshin/oshirase/index.html <ul style="list-style-type: none"> ➢ NISA 及びジュニア NISA 口座開設・利用状況調査結果について ➢ NISA (一般 NISA、つみたて NISA、ジュニア NISA) に関する Q&A の改訂 ➢ NISA に関する会員向けのガイドライン、Q&A の改訂等 ➢ 非課税期間終了時におけるお手続きのお知らせ ➢ 一般 NISA 口座及びジュニア NISA 口座でロールオーバーする際のお手続きと留意事項について <p>【証券投資に関する知識の普及・啓発を図るための情報提供等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本協会ウェブサイト「投資の時間」において、投資未経験者・初心者（特に若年層）の方々に、証券投資の基本を網羅的に学んでいただき、証券投資の意義や長期・積立・分散投資の効果等を

国民の資産形成支援のための消費者志向宣言		2020 事務年度に実施した取組み (フォローアップ)
		<p>訴求するための情報を発信しております。(http://www.jsda.or.jp/jikan/)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度、投資未経験者・初心者を対象とした、金融・証券の基礎知識に関するセミナー事業（はじめての資産運用講座）をオンラインでのライブセミナー形式で計4回実施するとともに、オンデマンド配信を実施いたしました。また、ウェブサイト「投資の時間」において、12のテーマについて動画コンテンツ「知って得する！資産運用の基礎知識」を追加いたしました。 ・本年度、官公庁の職員研修、企業の社員研修及び地域コミュニティ講座並びに学校への出前授業へ講師として金融・証券インストラクター等を188先317回派遣いたしました。 ・本年度、冊子3種類（資産運用と証券投資スタートブック、確定拠出年金入門、個人投資家のための証券税制Q&A）を計67,000部作成するとともに、電子書籍アプリ、電子書店においても無償提供いたしました。(http://www.jsda.or.jp/jikan/publications/) ・主に中学校・高等学校の授業における金融経済教育を支援するため、ウェブサイト「金融経済ナビ」等により授業に役立つ情報を無償提供したほか、希望校に対し教材を無償提供いたしました。 ・「証券知識普及プロジェクト」に引き続き参画し、証券関連団体が連携して証券知識の普及推進に取り組みました。なお、同プロジェクトが2021年4月から新たに提供を開始した中学校・高等学校向け体験型教材が、同年5月に公益財団法人 消費者教育支援センターが主催する「消費者教育教材資料表彰2021」において「優秀賞」を受賞しました。 ・経済協力開発機構（OECD）による「Global Money Week（GMW）」に参画・協力し、若年層向け金融教育活動の実施及び共同での情報発信を行うため、関係機関・団体と共同して、ウェブサイトを通じて中高生向け動画の提供を行うとともに、高校生・先生向けシンポジウムを共催いたしました。 ・証券監督者国際機構（IOSCO）による「世界投資者週間（WIW）2020」のキャンペーン活動に参画・協力し、WIWが発信する投資者教育、投資者保護、金融リテラシーに関するメッセージの普及・拡散を図るため、本協会ウェブサイトを通じて、キャンペーン及び主要メッセージを周知いたしました。(http://www.jsda.or.jp/about/international/wiw2020.html) ・株式投資型クラウドファンディング及び株主コミュニティ制度の認知度向上を図るため、他の証券関連団体との共催セミナーや経済誌等で幅広く周知活動を行うとともに、ウェブサイトにおいて、制度の概要説明、取扱状況の公表及び投資家向け注意喚起を行いました。(http://market.jsda.or.jp/shijyo/kabucommunity/index.html、http://market.jsda.or.jp/shijyo/kabucrowdfunding/index.html)
	<ul style="list-style-type: none"> ・金融資本市場に関する制度・税制等について検討を行い、国民の資産形成の促進のために必要な施策の実現に向け、政府その他の関係者に意見表明を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の資産形成の促進のための施策の実現に向け、金融所得課税の更なる一体化、NISA制度の拡充・利便性の向上及び確定拠出年金制度の拡充等を含む税制改正要望をいたしました。(https://www.jsda.or.jp/about/teigen/zeisei/20200915094451.html)
3. 安心して取引できる仕組みの提供	本協会は、国民の皆様が安心して金融資本市場を活用いただけるよう、次のような取組みを行ってまいります。	

国民の資産形成支援のための消費者志向宣言	2020 事務年度に実施した取組み (フォローアップ)
<ul style="list-style-type: none"> 投資者の保護や公正な取引の確保のため、自主規制規則等を制定・改正するとともに、自主規制規則等の協会員による遵守について調査・指導を行います。 	<p>【自主規制規則等を制定・改正等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協会は、投資者の保護や公正な取引の確保のため、自主規制規則を定め、協会員に対し遵守を求めています。 以下の自主規制規則等の制定・改正を行いました。 商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則 有価証券の引受け等に関する規則 社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則 店頭有価証券に関する規則 株主コミュニティに関する規則 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則 高齢顧客への勧誘による販売ルールについて見直しを行い、ガイドラインを改正しました。 「顧客本位の業務運営に関する原則」が改訂され、「複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料（「重要情報シート」）」の導入が示されたことに伴い、「重要情報シート」の使用方法等について検討し、協会員に通知しました。 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関して、法令・ガイドライン等の内容を踏まえ、協会員における実務上の取扱いや留意事項について検討を行いました。 主にリテール向け対面営業に従事する若手営業員が利用することを念頭に商品ごとの勧誘・受注時の基本的なチェックポイントを簡潔にまとめた「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」を作成し、協会員に頒布するとともに本協会ウェブサイトに掲載いたしました。http://www.jsda.or.jp/about/jishukisei/guidebook/index.html 金融サービス仲介法制の整備に伴い、金融サービス仲介業者を通じて金融商品・サービスを提供する協会員における自主規制のあり方等について検討を行いました。 仕組債の取引について多くの苦情・相談が寄せられたことから、仕組債の販売勧誘に係る自社の説明態勢等が十分なものであるかを検証するよう、協会員に通知しました。 個人情報の保護に関して、法令・ガイドライン等の改正（いわゆる3年ごと見直し）への対応に向けた検討を行いました。 インターネット取引について、会員各社における必要なセキュリティ対策などを取りまとめた「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」を制定したほか、投資者向けの注意事項を本協会ウェブサイトに掲載いたしました。https://www.jsda.or.jp/anshin/inv_alerts/alerts04/index.html <p>【協会員への監査の実施等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年度、会員（特定業務会員を含む。）49社、特別会員24機関に対して、法令諸規則の遵守状況等について監査を実施いたしました。監査にあたっては、投資者保護等の観点から以下を重点事項といたしました。 <p>【会員・特別会員共通】</p>

国民の資産形成支援のための消費者志向宣言		2020 事務年度に実施した取組み (フォローアップ)
		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の検証 ➢ 金融商品の投資勧誘・販売態勢の検証 【会員のみ】 ➢ 顧客資産の分別管理の状況の検証 ➢ 財務の健全性に係る検証 ➢ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）への取組状況の検証 ➢ 売買管理態勢等の整備状況の検証 ➢ システム障害への対応態勢の検証 ➢ 個人情報の管理状況の検証 <p>・ 本年度、上記に加え、分別管理の状況等について確認すべき事項が認められた会員（特定業務会員を含む。）11社、特別会員7機関に対し、ヒアリング及び実地確認等を実施いたしました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券投資に関するご相談やご意見をお受けするとともに、紛争解決のあっせんの機会を提供いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本年度、FINMACにおいて、以下の件数の消費者・顧客からの苦情・相談、紛争の解決のあっせんの申立てを受けました。 ➢ 苦情・・・785件 ➢ 相談・・・2,733件 ➢ あっせん・・・145件
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資詐欺による被害の防止を図るため、広報活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株や社債をかたった投資詐欺被害防止に係る広報・啓発活動として、各都道府県警察・消費者行政との連名の注意喚起広告入り封筒を全国の郵便局の有人窓口において配布するとともに、全国紙での新聞広告を実施することにより、広く消費者に対して注意喚起を行いました。 ・ 協会員の店舗等での顧客等への注意喚起依頼、警察主催イベント・老人クラブ・鉄道会社・シルバー人材センター等へのリーフレット・ポスターの提供を通じた注意喚起を実施いたしました。 ・ 投資者・消費者からの照会・相談窓口として「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止コールセンターを引き続き設置し、通報の受付や通報者へのアドバイス等を行うとともに、通報状況等の本協会ウェブサイトへの掲載 (http://www.jsda.or.jp/anshin/inv_alerts/toushisagi/report.html) や行政への情報提供を実施いたしました。
4. ニーズや意見を反映した業務運営	<p>本協会は、国民の皆様の声を業務運営に反映するよう、次のような取組みを行ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の皆様の実態やニーズを踏まえた業務運営を行うため、証券保有実態や証券投資に対する意識等の調査を行います。 ・ 自主規制規則等の制定・改廃に際し、広く一般から意見募集を行い、当該意見を踏まえた上で、自主規制規則等を制定・改廃いたします。 ・ 自主規制規則について、定期的に国民の 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年7月、「個人投資家の証券投資に関する意識調査」を実施し、調査結果を取りまとめ、同年12月、公表いたしました。 (https://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/toukei/kojn_isiki.html) 当該調査結果については、税制改正要望や証券投資に関する知識の普及・啓発等、本協会の施策の検討に際しての基礎資料としております。 ・ 自主規制規則の制定・改廃に当たり、広く一般に案を提示して意見を募集する手続（パブリックコメント募集手続）を実施し、寄せられた意見を踏まえて、制定・改廃を決定いたしました。なお、パブリックコメントの募集の結果は、本協会ウェブサイトに掲載いたしました。 (http://www.jsda.or.jp/about/public/kekka/index.html) ・ 本協会は、毎年度、協会員等に対し自主規制規則の見直しに関する提案を募集しており、本年

国民の資産形成支援のための消費者志向宣言		2020 事務年度に実施した取組み (フォローアップ)
	<p>皆様からの見直しに関する意見を募集いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の皆様から本協会に寄せられたご相談・ご意見を業務運営に活用できるよう、ご相談・ご意見の内容を役職員で共有いたします。 	<p>度も募集を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協会に寄せられたご意見・ご要望については、本協会内の関係部署間で情報共有を行い、必要に応じてご意見・ご要望を寄せられた方へフィードバックを行いました。また、会員に関する不審情報が寄せられた場合については、本協会内の関係部署間の情報共有に止まらず、行政当局及び関連団体へ情報提供を行いました。
5. 証券業界全体に向けた活動	<p>本協会は、「消費者志向経営」の動きが証券業界全体に広がるよう、次のような取組みを行ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係当局や本協会等の消費者志向に係る取組み内容を協会員に周知いたします。 協会員の「消費者志向経営」の参考となる国民の皆様からのご相談・ご意見について、協会員に周知・連絡いたします。 協会員の役職員向けの研修において、「消費者志向経営」の趣旨を踏まえた内容の研修を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 本協会が 2018 年 5 月に策定・公表した消費者志向自主宣言「国民の資産形成支援のための消費者志向宣言」に係る取組みについて、フォローアップを実施し、その内容について関係会議体へ報告するとともに、2020 年 7 月に協会員各社に周知いたしました。 FINMAC に寄せられた苦情・相談・あっせんの状況・事例について、協会員に周知いたしました。 一般の方からの苦情等情報について、本協会内の関係部署と共有し、必要に応じて対象会員に直接事実確認を行うなど、会員監理の観点から情報の更なる活用を図りました。 本年度、協会員の役職員向けに、「消費者志向経営」の趣旨等を踏まえ、以下の研修を実施いたしました。 <ul style="list-style-type: none"> 顧客からの苦情・相談、あっせん事例に関する内容の研修（8 回） 「顧客本位の業務運営に関する原則」に係る内容を取り上げた講義（25 回）
6. SDGs への取組み	<p>消費者全体の視点に立ち消費者の権利の確保及び利益の向上を図るという消費者志向経営の理念は、国際連合が提唱する SDGs（持続可能な開発目標）の理念と軌を一にするものであります。</p> <p>本協会では、SDGs に掲げられている社会的な課題に積極的に取り組むことにより、SDGs の達成に貢献してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> SDGs の推進に向け、以下の活動を実施いたしました。 <ul style="list-style-type: none"> SDGs に貢献する債券の総称を「SDGs 債」と統一し、日本国内で公募された SDGs 債の発行状況に係る統計情報の公表や SDGs 債ロゴマークの作成など、これら債券の市場発展を企図 SDGs 債の市場等動向について日本市場関係者の理解を深めることなどを目的として、資本市場関係者を対象とした「グリーン／ソーシャルボンド・コンファレンス」を開催（国際資本市場協会（ICMA）との共催） 証券会社役職員や一般投資家の理解度向上に寄与することを目的として「SDGs に貢献する金融商品に関するガイドブック」を作成 東京大学との共催により、大学債（東京大学 FSI 債）の社会的意義や大学債のソーシャル性・SDGs への整合性等の内容をテーマとしたカンファレンスを開催 管理職としての活躍に向けた意識の醸成を図ること等を目的として、証券会社の管理職候補及び管理職向けセミナー「証券 次世代 Network」を開催 証券会社各社の働き方改革及び女性活躍等に向けた取組みに関する情報共有等を目的として、「人事担当管理職を対象とする意見交換会」を開催 内閣府等が主導する「こどものみらい古本募金」に証券業界全体で参画し、子ども食堂や居場所づくりに取り組む NPO 法人等を支援 子供の貧困問題の解決に向けた活動に貢献することを目的として、証券会社と NPO 法人等を結ぶプラットフォーム「こどもサポート証券ネット」を運営

国民の資産形成支援のための消費者志向宣言		2020 事務年度に実施した取組み (フォローアップ)
		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会貢献型の株主優待等を活用した「株主優待 SDGs 基金」を設立し、SDGs に係る社会的課題に取り組む団体等を支援 ➤ 東京大学との共催により、大学での経験・学問・研究等からベンチャーとして起業した事例を通じて、持続可能な社会のイノベーションについて考える機会を提供することを目的としたシンポジウム「知とビジネスのイノベーション ～未来の選択～」を開催 ・ 学校の金融経済教育を支援するために無償提供している教材において、企業活動と SDGs の関わりについて学べるよう、教材を改訂いたしました。 ・ SDGs の推進に向け、社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について、個人投資家に対し税制上の恩典を与えるよう、税制改正要望をいたしました。https://www.jsda.or.jp/about/teigen/zeisei/20200915094451.html

以 上